

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

情報提供

長崎県消費生活センターからの情報です。

配信日 平成27年6月26日

消費者ホットライン188番【嫌（いや）や！】の運用が始まります！

〈内 容〉

消費者ホットラインは、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在や連絡先をご存知でない消費者の方に、お近くの消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初のご一歩をお手伝いするものです。悪質商法による被害や事業者とのトラブルなどについて相談を受け付けています。

土日祝日についても、市町や県の消費生活センター等が開所していない場合には、国民生活センターで相談を受け付けるなど、年末年始（12月29日～1月3日）を除いて、原則毎日ご利用いただけます。（ご案内の流れについては別添を参照）

★平成27年7月1日から、「局番なし 188番」の案内が始まります。

（現在のホットライン0570-064-370も引き続き利用できます）

★利用料金は、相談窓口につながった時点からかかります。

（案内ガイダンス中はかかりません）

※おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの消費生活センター、または市町相談窓口にご相談ください。



★おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を
長崎県消費生活センター 095-824-0999
[相談受付時間]平日(月～金曜日)…午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

相談：市町の相談窓口

長崎市消費生活センター (095-829-1234)	松浦市消費生活センター (0956-72-1861)
佐世保市消費生活センター (0956-22-2591)	対馬市消費生活相談所 (0920-52-8322)
島原市消費生活センター (0957-62-9100)	五島市消費生活センター (0959-72-6144)
諫早市消費生活センター (0957-22-3113)	西海市消費生活センター (0959-37-0145)
大村市消費生活センター (0957-52-9999)	雲仙市消費生活センター (0957-38-7830)
平戸市消費生活センター (0950-22-4222)	南島原市消費生活センター (0957-82-3010)
壱岐市消費生活センター (0920-48-1111)	

他各市町相談窓口

「消費者ホットライン」188 御案内の流れ

188を押す のアナウンスが流れます。アナウンスに従って、
 の操作をお願いします。

「こちらは消費者ホットラインです。最寄りの相談窓口を御案内いたしますので、お住まいの郵便番号が分かる方は1を、そうでない方は2を押してください。」

【郵便番号が分かる】

1 を押す

「お住まいの郵便番号を7桁で入力してください。」

お住まいの郵便番号を押す
 〒 -

【郵便番号が分からない】

2 を押す

固定電話から 携帯電話から

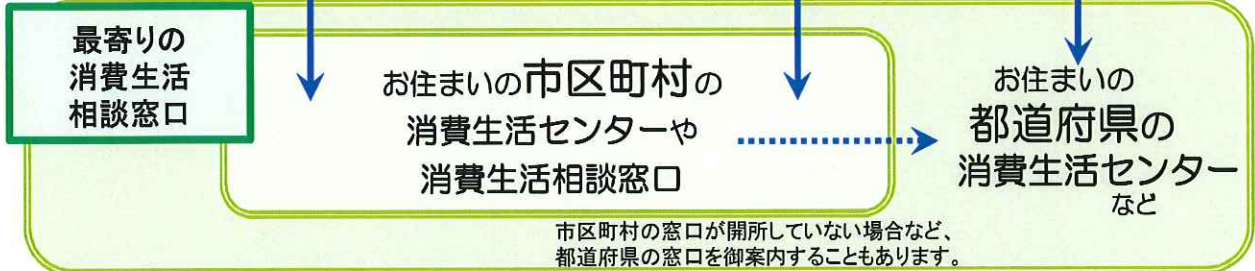
「お住まいの地域を選択してください。
 ○○市は1を、○○市は2を… 押してください。」

お住まいの地域の番号を押す

※ダイヤル回線等で操作ができない方は、そのままお待ちください。最寄りの消費生活相談窓口につながります。

「現在相談を受け付けている最寄りの相談窓口へおつなぎいたします。
 この通話は、○○秒ごとに、およそ○○円の通話料金で御利用いただけます。」
 ※最寄りの窓口が受け付けていない時間帯などは、窓口の名称、電話番号及び受付時間のアナウンスが流れます。

注) 相談窓口へつながった時点から、通話料金の御負担が発生します(相談は無料です。)



【お願い】 消費生活相談は、1回の相談では終わらない場合があります。相談窓口の直通の電話番号を御案内しますので、相談の続きは、直通の電話番号へ電話してください。

操作が分からなくなったら…
 どのように操作すれば良いのかわからなくなったら、しばらくそのままお待ちください。
 最寄りの都道府県の消費生活センターなどへ御案内します。

